

日本歯科大学東京短期大学学則

令和7年4月1日

日本歯科大学東京短期大学学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法と学校教育法に基づき、歯科技工と歯科衛生に関する専門の知識・技術を教授研究し、豊かな教養と人格を備えた、高度な医療技術者を育成し、もって国民の保健医療の向上に寄与することを使命とする。

2 歯科技工学科においては、建学の精神に基づき、最新の講義と基礎実習をとおして歯科医療に関する最新の専門的な知識、技術、対応及び倫理観を総合的に会得し、歯科医療における高度な歯科技工分野の教育を学ぶことにより、医療人としての豊かな人間性を身に付け、チーム歯科医療により国民の口腔機能の増進に大きく寄与する医療人を育成する。

3 歯科衛生学科においては、建学の精神に基づき、最新の講義と基礎・臨床実習をとおして歯科医療に関する最新の専門的な知識、技術、対応及び倫理観を総合的に会得し、歯科医療における高度な歯科衛生分野の教育を学ぶことにより、豊かな人間性を身に付けて、チーム歯科医療により、国民の歯科保健の増進に大きく寄与する医療人を育成する。

(自己評価等)

第2条 本学は、教育水準の向上を図り、目的を達成するために、教育研究活動等の状況について、自ら点検と評価を行うものとする。

2 自己点検と評価の取扱いについては、別に定める。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科と学生定員)

第3条 本学において設置する学科とその学生定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
歯科技工学科	20 人	40 人
歯科衛生学科	80 人	240 人

(修業年限と在学年限)

第4条 本学の修業年限は、歯科技工学科は2年、歯科衛生学科は3年とする。

2 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することができない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を次の2学期に分ける。

前 学 期 4月1日から9月30日まで

後 学 期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日（授業を行わない日）は、次のとおりとする。

日 曜 日

土 曜 日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

日本歯科大学創立記念日 6月1日

春期休業日 4月1日から4月10日まで

夏期休業日 7月11日から8月31日まで

冬期休業日 12月25日から翌年1月10日まで

2 必要がある場合、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

第8条 入学の時期は学年の始めとする。

(入学資格)

第9条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 大学入学資格検定又は高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(7) その他大学において、相当の年令に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の出願)

第10条 本学に入学を志願する者は、次の各号の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

(1) 所定の入学志願書

- (2) 写真（3か月以内、上半身無帽の名刺型）
- (3) 出身高等学校長等の調査書又はそれに相当する証明書
（入学者の選考）

第 11 条 前条の入学志願者については、本学で行う学力試験、面接及び出身高等学校長等の調査書により選考を行う。

（入学手続きと入学許可）

第 12 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金と授業料等学生納付金を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（連帯保証人）

第 13 条 連帯保証人は、父母若しくは学費出資者又はこれに準じる者とし、日本国内に居住し、独立の生計を営む成年者でなければならない。

（身分等変更の届け出）

第 14 条 学生は、本人又は連帯保証人の身分、住所、その他に変更があった場合は、7日以内に届け出なければならない。

（欠席）

第 15 条 学生は、病気その他の事由により欠席した場合は、その理由を明記した欠席届を5日以内に提出しなければならない。

2 病気による欠席が10日以上に及んだ場合には、医師の診断書を添えなければならない。

（退学）

第 16 条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

（休学）

第 17 条 疾病その他やむを得ない事由により3か月以上修学することのできない者は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病その他やむを得ない事由により修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

（休学の期間）

第 18 条 休学の期間は、その年度の3月31日をもって期限とし、1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は、延長することができる。ただし、休学期間は通算して修業年限を超えることができない。

3 休学の期間は、第4条第2項の在学年限に算入しない。

（復学）

第 19 条 休学期間の満了又は休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

（除籍）

第 20 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第4条第2項に定める在学年限を超えた者

- (2) 第 18 条第 2 項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
 - (3) 授業料等学生納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
 - (4) 長期にわたり行方不明の者
- (復籍)

第 20 条の 2 前条第 3 号の規定により除籍された者が復籍を希望する場合は、連帯保証人連署のうえ、復籍願を提出し、未納の授業料に相当する額と復籍する年度の授業料等学生納付金を納付したのち、教授会の議を経て、学長は復籍を許可することができる。

第 5 章 教育課程と履修方法等

(授業科目と単位数)

第 21 条 授業科目は、歯科技工学科は、基礎分野、専門基礎分野及び専門分野とし、歯科衛生学科は、基礎分野、専門基礎分野、専門分野及び選択必修分野とする。

- 2 授業科目と単位数は、歯科技工学科は別表 1 のとおりとし、歯科衛生学科は別表 1 のとおりとする。ただし、必要により学長は教授会の議を経て、変更することができる。

(授業日数)

第 22 条 1 年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め、35 週にわたることを原則とする。

(単位の計算方法)

第 23 条 各授業科目の単位の計算方法は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

- (1) 講義と演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(単位の授与)

第 24 条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(学習の評価)

第 25 条 試験等の評価は優、良、可、不可の評語をもって表し、可以上を合格とする。

(既修得単位の取扱い)

第 26 条 他の短期大学又は大学（外国の大学又は短期大学を含む。）を卒業又は中途退学し、新たに本学の第 1 学年次に入学した学生の既修得単位については、教育上有益と認めるときは、本学において修得したものとして認定することができる。

- 2 前項の規定により修得したものとし、与えることのできる単位数は、歯科技工学科は 15 単位を、歯科衛生学科は 23 単位を超えない範囲で、教授会の議を経て、学長が単位を認定することができる。

- 3 前 2 項の単位認定の取扱いについては、別に定める。

第6章 進級と卒業、短期大学士の学位

(学業成績)

第27条 学業成績は、学科目試験と平素の成績により評定する。

(試験)

第28条 学科目試験は、定期試験及び臨時試験の区分により、学長が定める学科目について行う。

2 定期試験は、各学期末試験とする。

3 臨時試験は、学長が必要と認めたときに行う。

(受験資格)

第29条 定期試験を受けるためには、次の各号の要件を満たさなければならない。

(1) 各学科目の授業時間数の3分の2以上出席し、定められた学科目の講義・実習等の課題を履修すること。

(2) 所定の学費を完納すること。

(再試験)

第30条 再試験は、各学科目の試験に不合格となった者に対して、行う場合がある。

(追試験)

第31条 疾病その他やむを得ない事由で定期試験を欠席した者に対して、追試験を行う。

(進級、単位の認定)

第32条 進級と単位の認定は、試験の結果及び出欠席の状況等を総合的に審査し、教授会の議を経て、学長が行う。

(卒業の要件)

第33条 本学を卒業するためには、歯科技工学科の学生は2年以上在学し、別表1に定めるところにより77単位以上を修得し、歯科衛生学科の学生は3年以上在学し、別表1に定めるところにより107単位以上を修得しなければならない。

(卒業の認定)

第34条 第4条に規定する修業年限以上在学し、本学則に定める授業科目と単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(短期大学士の学位)

第35条 本学を卒業した者は、日本歯科大学東京短期大学学位規則の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

第7章 入学検定料、入学金、授業料等学生納付金、その他の費用

(入学検定料等の金額)

第36条 本学の入学検定料、入学金、授業料等学生納付金の金額は、次のとおりとする。

学 科	歯科技工学科	歯科衛生学科
入学検定料	20,000 円	20,000 円

入 学 金	300,000 円 (入学時のみ)	300,000 円 (入学時のみ)
授 業 料	1,210,000 円 (年額)	750,000 円 (年額)
施設その他	14,000 円 (年額)	40,000 円 (年額)

(授業料等学生納付金の納入期)

第 37 条 授業料等学生納付金は、所定の期日までに納入しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

(退学と停学の場合の授業料等学生納付金)

第 38 条 学期の途中で退学し、又は除籍された者の当該期分の授業料等学生納付金は徴収する。

2 停学期間中の授業料等学生納付金は徴収する。

(休学の場合の授業料等学生納付金)

第 39 条 休学を許可され、又は命ぜられた者については、在籍料等を納入しなければならない。(別表 2)

(復学の場合の授業料等学生納付金)

第 40 条 復学した者は、授業料等学生納付金を復学した月に納付しなければならない。

(授業料等学生納付金の不還付)

第 41 条 既納の入学検定料、入学金及び授業料等学生納付金は原則として返還しない。

第 8 章 教 職 員 組 織

(教職員組織)

第 42 条 本学に学長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員及びその他必要な職員を置く。

第 9 章 教 授 会

(教授会)

第 43 条 本学に必要な事項を審議するため教授会を置く。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定するに当たり意見を述べる。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長の求めに応じ、学長、学科長及びその他の長による教育研究に関する事項について審議し、意見を述べることができる。

(教授会の構成)

第 44 条 教授会は学長、学科長及び教授をもって組織する。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、教授会に准教授その他の職員を加えることができる。

(その他)

第 45 条 本章に定めるもののほか、教授会に関する必要事項は別に定める。

第 10 章 賞 罰

(表彰)

第 46 条 学業操行の優秀な者は、教授会の議を経て、学長が表彰する。

(罰則)

第 47 条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

(2) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席が常でない者

(4) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

- 4 その他懲戒に関する必要事項は別に定める。

第 11 章 健康診断

(健康診断)

第 48 条 学生は、学長の指定した期日に健康診断を受けなければならない。

第 12 章 専攻科

(目的)

第 49 条 本学に専攻科歯科技工学専攻（以下「歯科技工学」という。）、専攻科歯科衛生学専攻（以下「歯科衛生学」という。）を置き、学科における基礎的知識に基づき、更に専門的知識と高度な技術を教授し、高齢社会に対応した応用能力を備えた次世代の指導者となりうる質の高い歯科技工士と歯科衛生士を育成することを使命とする。

(定員)

第 50 条 専攻科の入学定員と収容定員は、次のとおりとする。

専攻	入学定員	収容定員
歯科技工学	5 人	10 人

歯科衛生学

10 人

10 人

(修業年限と在学年限)

第 51 条 専攻科の修業年限は、歯科技工学は 2 年、歯科衛生学は 1 年とする。

2 学生は、修業年限の 2 倍を超えて在学することはできない。

(入学資格)

第 52 条 専攻科に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 短期大学を卒業した者で歯科技工士免許又は歯科衛生士免許を有する者

(2) 大学への編入学が認められた専修学校の専門課程を修了した者で歯科技工士免許又は歯科衛生士免許を有する者

(3) 外国において、学校教育における 14 年の課程を修了し、前号に規定する者に相当する者

(4) 専攻科において、前各号に規定する者と同等以上の学力があると認められた者

(授業科目と単位数)

第 53 条 授業科目と単位数は、歯科技工学は別表 1 のとおりとし、歯科衛生学は別表 1 のとおりとする。ただし、必要により学長は教授会の議を経て、変更することができる。

(在学年限及び修了の要件)

第 54 条 専攻科を修了するためには、歯科技工学の学生は 2 年以上在学し、別表 1 に定めるところにより必修 62 単位以上を修得し、歯科衛生学の学生は 1 年以上在学し、別表 1 に定めるところにより 40 単位以上を修得しなければならない。

(修了の認定と修了証書)

第 55 条 所定の課程を修め、所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。

2 学長は、修了を認定した者に対して修了証書を授与する。

(入学検定料等の金額)

第 56 条 専攻科における入学検定料、入学金及び授業料等学生納付金の金額は次のとおりとする。

専 攻	歯科技工学	歯科衛生学
入学検定料	10,000 円	10,000 円
入 学 金	100,000 円 (入学時のみ)	100,000 円 (入学時のみ)
授 業 料	700,000 円 (年額)	400,000 円 (年額)

(準用)

第 57 条 第 5 条から第 8 条まで、第 10 条から第 20 条の 2 まで、第 37 条から第 41 条まで、第 46 条から第 48 条までの規定は、専攻科にこれを準用する。

第 58 条 その他専攻科に関して必要なことは別に定める。

第 13 章 公 開 講 座

(公開講座)

第 59 条 本学は、社会一般の成人を対象とし、学術の向上と生涯学習の進展のために公開講座を開催する。

第 14 章 雑 則

(定型約款)

第 60 条 この学則及びその他本学が定める諸規則（以下「学則等」という。）を民法所定の定型約款とみなす。

2 前項の規定により定型約款とみなす学則等は、必要に応じて変更することができる。

附 則

1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日より施行する。

2 平成 18 年 4 月 1 日改正・施行

3 平成 19 年 4 月 1 日改正・施行

4 平成 21 年 4 月 1 日改正・施行

5 平成 22 年 4 月 1 日改正・施行

6 平成 24 年 4 月 1 日改正・施行

7 平成 25 年 4 月 1 日改正・施行

8 平成 27 年 4 月 1 日改正・施行

9 平成 29 年 4 月 1 日改正・施行

10 平成 30 年 4 月 1 日改正・施行

なお、第 36 条において定める実習費及び施設その他の費用については、平成 30 年 4 月 1 日入学者から適用する。

第 33 条において定める卒業の要件のうち、歯科技工学科の学生にあっては、平成 30 年 4 月 1 日入学者から適用することとし、平成 29 年 4 月 1 日入学者については、従前の規定を適用する。

11 令和 3 年 4 月 1 日改正・施行

12 令和 5 年 4 月 1 日改正・施行

13 令和 6 年 4 月 1 日改正・施行

14 令和 7 年 4 月 1 日改正・施行

別表 1 (第 21 条・第 33 条・第 53 条・第 54 条関係)

歯科技工学科課程

授 業 科 目	単位数
【基礎分野】	
基本英語	1
総合英語	1
美術概論	1
情報リテラシー	1
健康科学	1
法学	1
心理学	1
文章表現法	1
コミュニケーション学	1
小 計	9
【専門基礎分野】	
関係法規	1
関係法規総合	1
歯科技工学概論	1
歯及び口腔解剖学基礎	2
歯及び口腔解剖学応用	1
歯及び口腔解剖学総合	1
歯及び口腔解剖学実習基礎	2
歯及び口腔解剖学実習応用	1
歯及び口腔解剖学実習総合	1
顎口腔機能学	1
顎口腔機能学総合	1
顎口腔機能学実習	1
歯科理工学基礎	4
歯科理工学応用	2
歯科理工学総合	1
歯科理工学実習	1
小 計	22
【専門分野】	
有床義歯技工学基礎	2
有床義歯技工学応用	2

授 業 科 目	単位数
有床義歯技工学総合	1
有床義歯技工学実習基礎	6
有床義歯技工学実習応用	2
有床義歯技工学実習総合	1
歯冠修復技工学基礎	2
歯冠修復技工学応用	2
歯冠修復技工学総合	1
歯冠修復技工学実習基礎	6
歯冠修復技工学実習応用	2
歯冠修復技工学実習総合	1
矯正歯科技工学	1
矯正歯科技工学総合	1
矯正歯科技工学実習	1
小児歯科技工学	1
小児歯科技工学総合	1
小児歯科技工学実習	1
歯科技工実習	1 1
統合歯科技工学	1
統合歯科技工学実習	1
小 計	4 7
合 計	7 8

歯科衛生学科課程

授 業 科 目	単位数
[基礎分野]	
自然科学	1
コミュニケーション学	1
健康科学	1
実践英語	2
心理学	3
倫理学	1
情報リテラシー	1
文章表現法	1
小 計	11
[専門基礎分野]	
生命科学概論	2
解剖学	1
生理学	2
栄養代謝学	1
口腔解剖学	2
組織発生学	1
病理学	2
微生物学	2
薬理学	2
口腔衛生学	2
衛生・公衆衛生学	2
地域保健活動論	1
歯科保健統計学	1
衛生行政	1
看護概論	1
社会福祉概論	1
言語発達・摂食嚥下学	2
小 計	26
[専門分野]	
歯科衛生士概論	2
歯科保存学	1
歯周病学	1
歯科補綴学	1

授 業 科 目	単位数
口腔外科学	1
小児歯科学	1
矯正歯科学	1
歯科麻酔・全身管理学	1
歯科放射線学	1
高齢者歯科学	1
障害者歯科学	1
歯科診療補助論基礎	2
歯科診療補助論応用	2
歯科診療補助基礎実習	2
歯科診療補助応用実習	2
総合歯科診療補助実習	1
歯科予防処置論基礎	1
歯科予防処置論応用	2
歯科予防処置基礎実習	1
歯科予防処置応用実習	2
総合歯科予防処置論	1
総合歯科予防処置実習	1
歯科保健指導論基礎	2
歯科保健指導論応用	2
歯科保健指導基礎実習	1
歯科保健指導応用実習	1
総合歯科保健指導論	2
栄養指導論	2
臨床・臨地実習Ⅰ	1 2
臨床・臨地実習Ⅱ	8
基礎医学総論	1
臨床歯科学総論	1
歯科衛生学総論	1
小 計	6 2
[選択必修分野]	
口腔保健管理学	3
介護技術論	1
実践スポーツ・健康学	1
フィジカル・エクササイズ	1
チーム歯科医療論	1

授 業 科 目	単位数
歯科審美学	1
ヘルスプロモーション活動論	1
実践歯科英会話	1
卒業研究	2
小 計	1 2
合 計	1 1 1

専攻科歯科技工学専攻課程

授 業 科 目	単位数
【基礎分野】	
経営学	1
色彩学	1
造形美術	1
介護福祉概論	2
統計学	1
イングリッシュコミュニケーション	1
生物学	1
小 計	8
【専門基礎分野】	
研究方法論	2
歯科医学総論	2
歯学特論	2
系統構造学	2
保健統計学	1
口腔健康管理学	1
小 計	10
【専門分野】	
口腔保健技工学概論	1
顎顔面補綴技工学	2
臨床歯冠修復技工学	1
臨床有床義歯技工学	1
小児矯正技工学	1
CAD／CAM技工学	1
臨床咬合学	1
保存歯科学	1
審美造形歯科論	2
先進歯科医療論	1
専攻科特別研究基礎	4
専攻科特別研究応用	4
インプラント学	1
歯科理工学	1
歯科材料学	1
歯の解剖学	1

授 業 科 目	単位数
口腔保健技工基礎実習	1 1
歯科技工臨床実習	1 2
歯科技工応用実習	2 6
小 計	7 3
合 計	9 1

専攻科歯科衛生学専攻課程

授 業 科 目	単位数
[専門基礎分野]	
歯科医学総論	2
ヘルスプロモーション演習	2
研究方法論	2
小 計	6
[専門分野]	
歯科衛生学特論	2
臨床歯科医学特論	2
高度先進歯科医療論	2
小児・障害者歯科医療論	2
審美造形歯科論	2
口腔疾患予防法研究	2
口腔保健指導法研究	2
歯科栄養指導法研究	2
歯科検査・口腔保健管理実習	2
臨床・臨地特別実習	1 4
専攻科特別研究	4
小 計	3 6
合 計	4 2

別表 2（第 39 条関係）

【歯科技工学科】

	前学期	後学期	備考
休学届提出期限	5 月 31 日	10 月 31 日	
在籍料	100,000	100,000	
施設その他 (変動あり)	14,000	—	学生会費 6,000 学生保険 8,000
合計	114,000	100,000	

【歯科衛生学科】

	前学期	後学期	備考
休学届提出期限	5 月 31 日	10 月 31 日	
在籍料	100,000	100,000	
施設その他 (変動あり)	40,000	—	学生会費 6,000 学生保険 8,000 その他 26,000
合計	140,000	100,000	

なお、休学届が前学期又は後学期の提出期限を過ぎてから提出の場合は、既納の授業料等学生納付金の返還は原則として行わない。